

株 主 各 位

鳥取市永楽温泉町171番地
株式会社鳥取銀行
取締役頭取 宮 崎 正 彦

第151期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当行第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第151期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、計算書類および連結計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第151期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.tottoribank.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

添付書類

第151期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。

国内経済

平成26年度のわが国経済は、消費税増税による影響が長期化したものの、日本銀行の追加金融緩和策や政府の消費税増税先送り表明などによる景気回復の期待から、日経平均株価の回復が進みました。また、円安進行によって輸出関連企業を中心に企業業績が堅調に推移したほか、設備投資の改善を背景として景気は緩やかな回復基調が続きました。今後については、改善が続いている企業収益や雇用環境を背景としたベースアップなど賃金上昇の動きによって、個人消費の着実な回復が期待されており、国内景気の底上げにつながっていくものと思われま

県内経済

鳥取県経済を見ますと、消費税増税に伴う個人消費が低調に推移したほか、円安進行に伴い、原材料価格等の調達コスト上昇が内需関連企業の多い県内経済に影響を及ぼしました。一方、県外からの企業進出の発表が相次いだほか、境港の国際貨客船ターミナル化事業が決定されるなど地域経済の活性化につながる動きも見られました。今後については、各自治体で策定される地方版総合戦略のもと、地域間連携により経済の好循環を形成していく取組みが期待されています。

当 行 の 業 績

このような環境の下、当行は役職員一体となって業績の進展と内容の充実に努めました結果、以下のような業績となりました。

財政状態につきましては、貸出金は、中小企業向け及び個人向け貸出を中心に前期末比298億23百万円増加し、7,041億98百万円となりました。有価証券は、地方債及び社債の減少等により前期末比98億87百万円減少し、1,850億88百万円となりました。預金は、法人預金と個人預金の増加を中心に前期末比31億71百万円増加し、8,862億53百万円となりました。

経営成績につきましては、資金運用収益と役務取引等収益は増加いたしましたが、前期の株式等売却益の剥落によるその他経常収益の減少等によって、経常収益は前期比7億82百万円減少の169億14百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少や与信関連費用の減少などから前期比14億41百万円減少の135億85百万円となりました。この結果、経常利益は前期比6億59百万円増加の33億29百万円、当期純利益は前期比6億49百万円増加の21億85百万円を計上いたしました。

平成26年度を最終年度とする前中期経営計画「考動と開革24-26」の実績につきましては、営業人員の増員等に伴い本体行員数は目標未達となりましたが、コア業務純益は目標の30億円をクリアしたほか、不良債権比率も目標以上に健全な水準を確保し、総預かり資産残高についても目標の1兆円を上回るなど、計画始期に比べて収益力強化及び健全性向上が進んだものと評価しております。

<前中期経営計画の計数目標と実績>

項 目	23年度（計画始期）	26年度（目 標）	26年度（実 績）
コア業務純益	14億83百万円	30億円以上	30億6百万円
本体行員数	723人	675人程度	700人
不良債権比率	2.27%	2%台	1.76%
総預かり資産残高	9,709億円	1兆円	1兆553億円

当行が対処すべき課題

新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）の段階適用や急速なグローバル化、低金利局面の継続など金融界を取り巻く環境は大きく変化しております。また、地域金融機関には地域密着型金融の中心的な担い手として、地方創生の実現に向けた地域活性化や地域経済の好循環を後押しするため、円滑な金融仲介機能やコンサルティング機能の発揮をこれまで以上に求められております。

こうした中、当行は平成27年4月よりスタートした中期経営計画「考動と開革Ⅱ 27-29」で掲げた3つの基本方針（「地方創生への積極的な関与」「お客さま満足度の向上」「地域と当行の将来を担う人財の育成」）のもと、地域内での継続的なシェアアップに努めるとともに、強固で安定的な営業基盤を確立し、「お客さまの明るい未来と活力あふれる地域を創造する銀行」を目指してまいります。

<中期経営計画に掲げる7つの基本戦略>

- ①地方創生戦略
 - ・産官学金労言の連携強化
 - ・地域企業・産業の競争力強化
 - ・移住・定住の促進支援
- ②法人戦略
 - ・ソリューション営業力の強化
 - ・成長分野に対する支援強化
- ③個人戦略
 - ・現役・シニア世代との取引拡充
 - ・ホスピタリティ実践によるCS向上
 - ・業者グリップ再強化による住宅ローンのシェアアップ
- ④チャンネル戦略
 - ・基幹店舗新築移転によるプレゼンス向上
 - ・特殊店舗の機能強化
 - ・インターネット支店による顧客基盤拡充
- ⑤市場運用戦略
 - ・有価証券運用の多様化
 - ・リスク・マネジメント能力の高度化
 - ・市場型間接融資の収益力強化

⑥人財育成戦略

- ・専門的なコンサルティング能力の習得
- ・融資人財の計画的な育成
- ・女性職員の活躍支援
- ・ワークライフバランスの推進と健康経営の実践

⑦経営管理戦略

- ・強固なコンプライアンス態勢の構築
- ・ガバナンス態勢の充実・強化
- ・事務効率化・本部集中化を通じた営業生産性の向上
- ・恒久的な経費削減の取組み

< 中期経営計画の計数目標（最終年度：平成29年度） >

項 目	目 標
コ ア 業 務 純 益	35億円程度
O H R	75%程度
自 己 資 本 比 率	10%程度

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	8,329	8,661	8,830	8,862
定期性預金	4,977	5,197	5,212	4,983
その他	3,352	3,463	3,618	3,879
貸 出 金	6,324	6,432	6,743	7,041
個人向け	2,033	2,067	2,133	2,208
中小企業向け	1,807	1,864	1,923	1,983
その他	2,482	2,500	2,686	2,849
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,728	1,881	1,949	1,850
国 債	737	626	549	647
その他	990	1,255	1,400	1,203
社 債	150	50	50	50
総 資 産	9,187	9,321	9,604	9,715
内 国 為 替 取 扱 高	44,936	39,041	41,168	42,288
外 国 為 替 取 扱 高	294百万ドル	357百万ドル	294百万ドル	299百万ドル
経 常 利 益	1,677百万円	1,910百万円	2,670百万円	3,329百万円
当 期 純 利 益	422百万円	968百万円	1,536百万円	2,185百万円
1株当たり当期純利益	4円45銭	10円25銭	16円28銭	23円20銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	700人	698人
平 均 年 齢	37年 4 月	37年 3 月
平 均 勤 続 年 数	14年10月	14年 8 月
平 均 給 与 月 額	299千円	306千円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く 3 月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
鳥 取 県	店 55 うち出張所 (13)	店 54 うち出張所 (14)
島 根 県	5 (ー)	5 (ー)
岡 山 県	4 (ー)	4 (ー)
広 島 県	1 (ー)	1 (ー)
大 阪 府	1 (ー)	1 (ー)
東 京 都	1 (1)	1 (1)
合 計	67 (14)	66 (15)

注 1. 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を 1 か所（前年度末 1 か所）、店舗外現金自動設備を 92 か所（前年度末 92 か所）設置いたしております。

2. 当年度において、旧米子商工会議所会館出張所（米子市）を支店に昇格し、米子商工会議所支店（同）といたしました。

ロ. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
とっとり砂丘大山支店	鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地（鳥取銀行本店ダイレクトマーケティングセンター内）

注. 上記支店はインターネット専用支店であります。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
鳥取銀行西伯代理店	西伯郡南部町阿賀222-4	—

ニ. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	512
---------------	-----

ロ. 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況
該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社とりぎんカードサービス	鳥取市扇町9番地2	クレジットカードに関する業務 上記に係る金銭の貸付に関する業務	平成2年6月11日	百万円 90	% 65	連結
とりぎんリース株式会社	鳥取市扇町9番地2	企業が必要とする動産・機械設備等のリース及び売買（割賦販売等含む）	昭和59年10月1日	30	5	持分法
とっとりキャピタル株式会社	鳥取市扇町9番地2	有価証券の取得・保有並びに売却 経営コンサルティング業務 企業の合併並びに業務提携等の斡旋等	平成9年6月11日	50	5	持分法
株式会社バンク・コンピュータ・サービス	大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地5	金融機関の業務に関するプログラム作成・販売 金融機関の業務に関するデータ処理・伝送 上記に関する付随業務	平成12年12月27日	400	45	持分法

注1. 上記重要な子会社等の連結対象1社及び持分法適用対象3社との連結決算を行っております。

鳥銀ビジネスサービス株式会社は、平成26年9月24日に清算を結了し連結の範囲から除外しております。

なお、持分法適用会社の株式会社バンク・コンピュータ・サービスは、平成27年3月31日に解散決議を行い期末日現在清算手続き中であります。

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 重要な業務提携の概況

①地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。

②地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。

③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

- (7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。
- (8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
中 谷 浩 輔	代表取締役会長	鳥取商工会議所副会頭	
宮 崎 正 彦	代表取締役頭取	一般社団法人鳥取県経営者協会会長	
石 河 泰 正	代表取締役副頭取		
穂 山 誠	取締役常務執行役員		
足 立 日出男	取締役常務執行役員		
平 井 耕 司	取締役常務執行役員		
山 脇 彰 子	取締役（社外役員）		
吉 田 泰 弘	常 勤 監 査 役		
谷 口 結城男	監 査 役		
久保井 一 匡	監査役（社外役員）	久保井総合法律事務所所長	
澤 志 郎	監査役（社外役員）	日本交通株式会社代表取締役	

注. 取締役山脇彰子氏（社外役員）及び監査役久保井一匡氏（社外役員）は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(事業年度中に退任した役員)

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職
伊 藤 教 史	平成26年6月13日	辞 任	取締役常務執行役員

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	8名	153
監 査 役	4名	23
計	12名	177

注. 平成20年6月24日開催の第144期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
山 脇 彰 子	
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所所長
澤 志 郎	日本交通株式会社代表取締役

注1. 当行は久保井総合法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。

2. 当行は日本交通株式会社に対し融資取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山 脇 彰 子	9カ月	就任後開催の取締役会10回のうち9回に出席しております。	出身の全日本空輸での初の女性支店長など豊富な経験から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
久保井 一 匡	11年9カ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に、監査役会12回のうち11回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
澤 志 郎	7年9カ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に、監査役会12回のうち10回に出席しております。	経営者としての経験も豊富で、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
山 脇 彰 子	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
久保井 一 匡	
澤 志 郎	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計 (報酬以外の金額)	3名	10	—

(5) 社外役員の意見
該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	320,800千株
	普通株式	280,800千株
	第一種優先株式	20,000千株
	第二種優先株式	20,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 96,199千株

(2) 当年度末株主数 6,559名

(3) 大株主

株主の上位10名は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,704千株	3.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,666	3.91
明治安田生命保険相互会社	3,426	3.65
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,051	3.25
鳥取銀行従業員持株会	2,529	2.70
中国電力株式会社	2,294	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,213	2.36
三井生命保険株式会社	1,681	1.79
株式会社新生銀行	1,247	1.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,138	1.21

注. 持株比率は、自己株式(2,523千株)を控除して計算しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 山田茂善 指定有限責任社員 石井雅也	37	—

注1. 会計監査人に、当行、当行子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計は、37百万円であります。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、監査役会は会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」についての基本方針の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）につきましては、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、経営の最重要課題の一つとしてとらえ、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組みます。

コンプライアンスの基本方針や態勢等について審議等を行うコンプライアンス委員会を設置します。また、統括部署として経営管理部内にコンプライアンス統括室を設置し、その下に本部各部の次席クラスをコンプライアンス統括室兼務調査役として配置するとともに、各都店にコンプライアンス責任者及び同担当者を配置します。

コンプライアンス態勢の整備・確立のために必要な基本的事項を「法令等遵守規定」に定め、これに則り、「鳥取銀行倫理規定」や「コンプライアンス・マニュアル」を制定の上、全役職員に配布・活用し、法令等違反の未然防止に努めます。

取締役会は、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を半期毎に制定し、担当部門を明確にした上で全行を挙げてその実践に努めます。コンプライアンス統括室は進捗状況について取締役会へ報告し、また、監査部はコンプライアンスの徹底・遵守状況を検証し、取締役会へ報告します。

行内でコンプライアンス違反を発見した場合、またはそのおそれがあると判断される場合の通報方法として、ホットライン（内部通報）制度を設け、行内外に通報窓口を設置しております。当行は通報者を擁護し、人事処遇等において不利益な取扱いをいたしません。

お客さまの保護及び利便の向上の観点や、業務の健全性及び適切性の観点から、「顧客保護等管理方針」を定め、組織体制や必要な内部管理規定を整備するとともに、お客さまの視点から業務を捉えなおし、不断に検証し改善していくことによって、管理態勢の整備・確立を図ります。

【反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備】

公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するとともに、これらの勢力からの不当要求には関係会社も含めた組織全体で対応いたします。

このため、「反社会的勢力対応規定」及び「コンプライアンス・マニュアル 反社会的勢力対応編」を制定し、経営管理部お客様センターを統括部署とし、本部及び各営業店に不当要求防止責任者を配置する等の行内体制を整備するとともに、各部署の役割を明確にします。また、反社会的勢力に関する情報収集、行員への研修活動、外部専門機関との緊密な連携等に務めます。

また、各種預金規定や約定書・契約書等に暴力団排除条項を盛り込み、預金・融資取引を含めすべての新規取引に応じないとともに、既存取引先が反社会的勢力と判明した場合は速やかに取引関係の解消に努めます。

(2) リスク管理体制

当行の業務運営におけるリスク管理の基本指針である「リスク管理統括規定」を制定し、当行における各リスクの所在と区分を定義するとともに、経営管理部を統括部署として各リスクの管理部署及び管理における取締役会をはじめとする各階層の役割と責任を明確化します。

「リスク管理統括規定」に基づき、経営陣の積極的な関与のもと、各リスク管理方針、諸規定等の整備、リスク管理手法・コントロール手法の高度化への取り組み、及びそのノウハウの蓄積と活用を行います。

各リスク管理部署は、主管するリスクの管理状況を定期的にまたは必要に応じてリスク管理統括部署へ報告し、リスク管理統括部署は各種リスクの運営管理状況を集約し、有効性、適切性等を検証・評価して担当役員に報告するほか、定期的に取り締役会等に報告します。

監査部は、各部店について各種リスク管理方針及び管理規定等に基づいた適切な業務運営がなされているか等に関し、定期的、又は必要に応じて検査・監査を行い、定期的に取り締役会等に報告するとともに、必要に応じて関係部署に対し改善提言等を行います。

自己資本管理については、「自己資本管理規定」に基づき、経営統括部を管理部署として自己資本管理態勢の整備・確立に積極的に取り組みます。また、適正に自己資本比率を算定するとともに、自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクを明確に定め、継続的に自己資本の充実度の評価、モニタリング及びコントロール等を行い、取締役会等へ報告し、リスクに見合った十分な自己資本を確保します。

不測の事態に即応するため「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を整備し、各事象を想定した訓練の実施に努めます。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会及び経営会議等の重要会議の議事録は、各会議の事務局が行内規定等に基づき作成・保存します。

また、取締役が最終決裁権限者となる稟議書等も作成部署が適切に保存します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、適時適切に業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たします。

業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員制度を導入し、主に常務執行役員以上で構成する経営会議を原則月3回開催することで経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めます。

組織規定、業務分掌規定及び職務権限規定等を定め、組織全体の業務執行が適切かつ効率的に行われるよう整備します。

(5) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

当行と関係会社は、連結経営の健全性の確保かつ業務の適正な遂行のため、一体となってリスク管理並びにコンプライアンス態勢の確立等、内部統制システムの構築に努めます。

当行と関係会社は企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社連携規定」を定め、効率的な運営を通して相互の利益と発展に努めます。

当行は、ステークホルダーに対して当行グループの業績・活動を適切に開示するため、財務報告の信頼性を確保するために必要十分な内部統制を整備・運用します。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査業務を補助すべき監査役スタッフを監査部内に置き、監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役スタッフは、「職務権限規定」に基づき、監査役以外からの指揮命令を受けないものとし、監査役スタッフの人事異動については、事前に監査役と協議を行います。

取締役及び使用人は、法律に定めた事項のほか、監査役会に報告すべき事項及び当行の経営に影響を及ぼす重要事項について、「監査役への報告基準」に基づき、監査役会へ報告します。また、監査役に対して、取締役会、経営会議等の重要会議及び経営会議の諮問機関として設置した各種委員会等への出席を求め、その内容について報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、「関係会社連携規定」に基づき、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、法令等の違反行為等、当行または当行の関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、「関係会社連携規定」に基づき、直ちに当行の経営統括部へ報告を行い、経営統括部長は当行監査役への報告を行います。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人、並びに関係会社の役職員に対し、「監査役への報告基準」、「関係会社連携規定」に基づき、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

監査役がその職務の執行について当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用の処理を行います。

監査役会と会計監査人はそれぞれ定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努める他、当行のリスク管理統括部門・コンプライアンス部門・内部監査部門は、監査役と連携をとることにより、監査役の監査の実効性確保に努めます。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第151期（平成27年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	54,883	預金	886,253
現金預け	13,849	当座預金	27,591
預け	41,034	普通預金	346,310
有価証券	185,088	貯蓄預金	4,483
国債	64,738	通知預金	4,251
地方債	48,693	定期預金	496,621
社債	25,174	定期積金	1,729
株式	6,862	その他の預金	5,264
外国証券	8,375	譲渡性預金	2,000
その他の証券	31,243	コールマネー	61
貸出金	704,198	借入金	15,528
形付付付	2,674	借入金	15,528
手形貸付	19,582	外国為替	0
証券貸付	614,121	未払外国為替	0
当座越替	67,819	社債	5,000
外国為替	366	その他の負債	8,231
外国店預け	180	未払法人税等	468
取立外国為替	185	未払費用	947
その他の資産	12,024	前受収益	472
前払費用	99	給付補填備	0
未収収益	1,206	金融派生商品	8
金融派生商品	8	リース債務	1,540
劣後受益資産	10,021	その他の負債	4,791
有形固定資産	687	賞与引当金	485
建物	10,836	退職給付引当金	1,401
土地	2,512	偶発損失引当金	229
リース資産	6,908	睡眠預金払戻引当金	62
その他の有形固定資産	1,058	再評価に係る繰延税金負債	664
無形固定資産	357	支払承諾	3,586
ソフトウエア	1,926	負債の部合計	923,505
リース資産	1,520	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	356	資本剰余金	9,061
前払年金費用	49	資本準備金	6,452
繰延税金負債	2,045	利益剰余金	26,747
支払引当金	906	利益準備金	2,628
貸倒引当金	3,586	その他の利益剰余金	24,119
投資損失引当金	△ 4,261	別途積立金	21,645
	△ 14	繰越利益剰余金	2,474
		自己株式	△ 668
		<株主資本合計>	41,593
		その他の有価証券評価差額金	5,461
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,025
		<評価・換算差額等合計>	6,486
		純資産の部合計	48,080
資産の部合計	971,586	負債及び純資産の部合計	971,586

第151期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,061	6,452	6,452	2,628	20,645	1,919	25,193	△ 525	40,182
会計方針の変更による累積的影響額						△ 72	△ 72		△ 72
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,061	6,452	6,452	2,628	20,645	1,847	25,120	△ 525	40,110
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					1,000	△ 1,565	△ 565		△ 565
当 期 純 利 益						2,185	2,185		2,185
自己株式の取得								△ 143	△ 143
自己株式の処分						△ 0	△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩						6	6		6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	1,000	626	1,626	△ 143	1,483
当 期 末 残 高	9,061	6,452	6,452	2,628	21,645	2,474	26,747	△ 668	41,593

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,206	0	963	2,169	42,352
会計方針の変更による累積的影響額					△ 72
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,206	0	963	2,169	42,280
当期変動額					
剰余金の配当					△ 565
当期純利益					2,185
自己株式の取得					△ 143
自己株式の処分					0
土地再評価 差額金の取崩					6
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,254	0	62	4,316	4,316
当期変動額合計	4,254	0	62	4,316	5,800
当期末残高	5,461	0	1,025	6,486	48,080

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

そ の 他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,169百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻損失に備えるため、過去実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度の導入により、将来発生する負担金の支払に備えるため、必要額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が505百万円減少、退職給付引当金が393百万円減少、利益剰余金が72百万円減少しております。

追加情報

(退職給付制度の一部移行)

当行は、平成26年4月1日に退職給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成19年2月7日改正)を適用しております。

これにより、当事業年度において、特別利益382百万円を計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 262百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は371百万円、延滞債権額は11,113百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は64百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,077百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,627百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,674百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 26,765百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,932百万円

借入金 12,500百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券25,296百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金337百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、214,431百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが214,431百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,360百万円

- | | |
|---|----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,809百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,950百万円 |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金3,000百万円が含まれております。 | |
| 13. 社債は、劣後特約付社債であります。 | |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,001百万円であります。 | |
| 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 | 17百万円 |
| 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 17. 関係会社に対する金銭債権総額 | 4,870百万円 |
| 18. 関係会社に対する金銭債務総額 | 1,220百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	64百万円
役務取引等に係る収益総額	49百万円
その他経常取引に係る収益総額	0百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	10百万円
その他の取引に係る費用総額	488百万円

2. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者	澤 志郎	—	—	当行監査役 日本交通株式会社 代表取締役	—	—	—	資金の貸付 (注1)	890	貸出金	1,297
	久保井一匡	—	—	当行監査役 久保井総合 法律事務所 所長	—	—	—	弁護士報酬 (注2)	25	—	—

注1. 澤 志郎が第三者(日本交通株式会社)の代表者として行った取引であり、資金の貸付等は一般的取引条件と同様に決定しております。

注2. 弁護士報酬については、一般的な取引条件により決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	1,908	615	0	2,523	(注)
合 計	1,908	615	0	2,523	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加615千株は、自己株式の取得による増加584千株及び単元未満株式の買取による増加31千株であります。同じく減少の0千株は、単元未満株式の売渡による減少0千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,125	7,159	34
	その他	3,000	3,018	18
	外国債券	3,000	3,018	18
	小計	10,125	10,178	53
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,876	1,868	△7
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	1,876	1,868	△7
合計		12,001	12,046	45

3. 子会社株式及び関連会社株式（平成27年3月31日現在）

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	78
関連会社株式	184
合 計	262

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	3,094	1,904	1,189
	債 券	126,449	124,402	2,047
	国 債	64,738	63,265	1,473
	地方債	48,693	48,205	487
	短期社債	—	—	—
	社 債	13,017	12,930	86
	その他	36,442	31,334	5,108
	外国債券	5,375	5,201	174
	小 計	165,986	157,640	8,345
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	2,113	2,416	△ 303
	債 券	3,155	3,157	△ 1
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	3,155	3,157	△ 1
	その他	49	51	△ 1
	外国債券	—	—	—
小 計	5,318	5,625	△ 307	
合 計		171,304	163,266	8,038

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	1,393
その他	127
合 計	1,520

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却の理由
国 債	—	—	—	
地方債	—	—	—	
短期社債	—	—	—	
社 債	250	250	—	買入消却のため
その他	—	—	—	
外国債券	—	—	—	
合 計	250	250	—	

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	105	10	—
債 券	49,848	70	40
国 債	28,770	64	31
地方債	13,051	3	7
短期社債	—	—	—
社 債	8,025	2	0
その他	—	—	—
外国債券	—	—	—
合 計	49,953	80	40

7. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理は、該当がないため行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）

運用目的の金銭の信託は保有しておりません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年3月31日現在）

その他の金銭の信託は保有しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	2,093百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,764
有形固定資産減価償却損金算入限度超過額	73
繰延資産償却損金算入限度超過額	85
有価証券償却損金不算入額	108
賞与引当金損金算入限度超過額	159
役員退職慰労金未払額	21
未払事業税	58
その他	431
繰延税金資産小計	4,796
評価性引当額	△ 169
繰延税金資産合計	4,626
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△ 1,134
その他有価証券評価差額金	△ 2,577
その他	△ 7
繰延税金負債合計	△ 3,719
繰延税金資産の純額	906百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は53百万円減少し、その他有価証券評価差額金は265百万円増加し、法人税等調整額は319百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は68百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	513円26銭
1株当たりの当期純利益金額	23円20銭

(平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	54,883	預 金	886,235
有価証券	185,287	譲渡性預金	2,000
貸出金	703,766	コールマネー及び売渡手形	61
外国為替	366	借入金	15,528
劣後受益権	10,021	外国為替	0
その他資産	3,163	社 債	5,000
有形固定資産	10,836	その他負債	8,634
建物	2,512	賞与引当金	488
土地	6,908	退職給付に係る負債	1,609
リース資産	1,058	偶発損失引当金	229
その他の有形固定資産	357	睡眠預金払戻損失引当金	62
無形固定資産	1,926	販売促進引当金	14
ソフトウェア	1,520	繰延税金負債	165
リース資産	356	再評価に係る繰延税金負債	664
その他の無形固定資産	50	支払承諾	3,586
退職給付に係る資産	5,490	負債の部合計	924,282
支払承諾見返	3,586	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 4,345	資 本 金	9,061
投資損失引当金	△ 14	資本剰余金	6,452
		利益剰余金	27,049
		自己株式	△ 669
		<株主資本合計>	41,895
		その他有価証券評価差額金	5,476
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,025
		退職給付に係る調整累計額	2,205
		<その他の包括利益累計額合計>	8,707
		少数株主持分	84
		純資産の部合計	50,687
資産の部合計	974,969	負債及び純資産の部合計	974,969

(平成26年4月1日から)
平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		17,314
資	金 運 用 収 益	13,917	
	貸 出 金 利 息	10,581	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,138	
	コールローン利息及び買入手形利息	10	
	預 け 金 利 息	32	
	そ の 他 の 受 入 利 息	155	
役	務 取 引 等 収 益	2,713	
そ	の 他 業 務 収 益	148	
そ	の 他 経 常 収 益	536	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	183	
	償 却 債 権 取 立 益	63	
	そ の 他 の 経 常 収 益	288	
経	常 費 用		13,947
資	金 調 達 費 用	1,196	
	預 金 利 息	750	
	讓 渡 性 預 金 利 息	0	
	コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	借 用 金 利 息	101	
	社 債 利 息	153	
	そ の 他 の 支 払 利 息	190	
役	務 取 引 等 費 用	1,393	
そ	の 他 業 務 費 用	132	
營	業 経 常 費 用	10,983	
そ	の 他 の 経 常 費 用	240	
経	常 別 利 益		3,367
特	そ の 他 の 特 別 利 益	382	
特	別 損 失		33
	固 定 資 産 処 分 損 失	14	
	そ の 他 の 特 別 損 失	18	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,716
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	864	
法	人 税 等 調 整 額	717	
法	人 税 等 合 計		1,581
少	数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		2,134
少	数 株 主 損 失		2
当	期 純 利 益		2,137

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,061	6,452	25,545	△ 525	40,533
会計方針の変更による累積的影響額			△ 73		△ 73
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,061	6,452	25,471	△ 525	40,459
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 565		△ 565
当 期 純 利 益			2,137		2,137
自己株式の取得				△ 143	△ 143
自己株式の処分			△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,578	△ 143	1,435
当 期 末 残 高	9,061	6,452	27,049	△ 669	41,895

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,216	0	963	1,204	3,384	87	44,005
会計方針の変更による累積的影響額						△ 0	△ 74
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,216	0	963	1,204	3,384	86	43,931
当期変動額							
剰余金の配当							△ 565
当期純利益							2,137
自己株式の取得							△ 143
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,259	0	62	1,001	5,322	△ 2	5,320
当期変動額合計	4,259	0	62	1,001	5,322	△ 2	6,755
当期末残高	5,476	0	1,025	2,205	8,707	84	50,687

【連結注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 1社

会社名

株式会社とりぎんカードサービス

なお、鳥銀ビジネスサービス株式会社は、清算により除外しております。

- ② 非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連会社 3社

会社名

とりぎんリース株式会社

とっとりキャピタル株式会社

株式会社バンク・コンピュータ・サービス

- ③ 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

そ の 他 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処

分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,169百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻損失に備えるため、過去実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度の導入により、将来発生する負担金の支払に備えるため、必要額を計上しております。

(10) 販売促進引当金の計上基準

子会社のクレジットカード事業において、ポイント利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、今後利用されると見込まれるポイントに対して、販売促進引当金を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

子会社のクレジットカード事業において、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した利息返還損失引当金を計上しております。

なお、当該引当金の計上による影響は軽微であり、金額的重要性に乏しいため、「その他負債」に含めて表示しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債は該当ありません。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の関連関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社はヘッジ取引を行っておりません。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が507百万円減少、退職給付に係る負債が393百万円減少、利益剰余金が73百万円減少しております。

追加情報

（退職給付制度の一部移行）

当行は、平成26年4月1日に退職給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行していません。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日改正）を適用しております。

これにより、当連結会計年度において、特別利益382百万円を計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 460百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は375百万円、延滞債権額は11,172百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は66百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,085百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,699百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,674百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 26,765百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,932百万円

借入金 12,500百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券25,296百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金337百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、223,622百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが223,622百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,360百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 8,816百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,950百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金3,000百万円が含まれております。

13. 社債は劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,001百万円であります。

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 17百万円

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却142百万円及び株式等償却3百万円を含んでおりません。
2. 「その他の特別利益」は、退職給付制度移行益382百万円であります。
3. 「その他の特別損失」には、減損損失16百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	96,199	—	—	96,199	
合 計	96,199	—	—	96,199	
自己株式					
普通株式	1,911	615	0	2,526	(注)
合 計	1,911	615	0	2,526	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加615千株は、自己株式の取得による増加584千株及び単元未満株式の買取による増加31千株であります。同じく、減少の0千株は、単元未満株式の売渡による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	282百万円	3.0円	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	282百万円	3.0円	平成26年9月30日	平成26年12月5日
合計		565百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	281百万円	利益 剰余金	3.0円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業、クレジットカード業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うための資金調達の大半は顧客からの預金であり、調達した資金の大半を地元を中心とした貸出金及び国債を中心とした有価証券により運用しております。

なお、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動による不利な影響が生じないよう、当行では、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の信用リスクに晒されております。なお、当行では特定の業種に偏ることなく、信用リスクの分散に努めております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引及び為替予約取引（資金関連のスワップ取引を含む。以下同じ）、有価証券関連では債券店頭オプション取引を取扱っております。金利スワップ取引は、資産・負債の金利変動リスク等を回避し、安定的な収益を確保するための有効なリスクヘッジ手段として取組みを行っており、ヘッジ対象である預金・貸出金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、金利リスクに対するヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。通貨スワップ取引及び為替予約取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で取組みを行っております。為替変動リスクに対するヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、連結子会社はヘッジ取引を行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理にあたっては、信用リスク管理の重要性を十分認識した上で、信用リスクについて適切な管理体制を構築し、「信用格付」「自己査定」などを通じ、信用リスクを客観的かつ定量的に把握するほか、信用リスク定量化等により各種リスク分析を行った上で、特定先の与信集中、業種の偏り等、過大な与信リスクを回避するとともに、収益とリスクのバランスがとれた与信業務の遂行を図ることを基本方針としております。

そのため、「信用リスク管理規定」や「クレジットポリシー」を整備しているほか、適切な信用リスク管理体制・組織を構築するため、リスク管理統括部署を経営管理部、信用リスク管理部署を審査部、運営部署を営業部店・市場金融部とし、さらに、与信監査部署として監査部資産監査室を設置し、それぞれが独立性を維持し、営業推進部門の影響を受けない体制としております。

また、信用リスク量をVaRで定量化し、統合リスク管理において信用リスク部分に配賦されたリスク資本配賦額の範囲内でカバーされるようにポートフォリオ管理を行い、資産の適正配分による信用リスク資本の極小化、収益の極大化を図るとともに、リスク量については定期的にALM委員会等に報告しております。

なお、市場信用リスクについては、発行体等の信用リスクに関して、外部格付等の把握を定期的に行い、リスク量を計測しております。

② 市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理の重要性を十分認識し、市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取組むとともに、金利予測等の情報収集・分析を行い、状況に応じた機動的な対応を図ることを市場リスク管理の基本方針とし、「市場リスク管理規定」「市場リスク管理要領」等を整備しております。

市場リスク管理体制としては、リスク管理統括部署を経営管理部、リスク管理部署を経営統括部、運営部署を市場金融部及び本部各部・営業店とし、相互牽制が効果的に行われる組織体制を構築しております。

また、市場リスクが当行の経営体力を超える過大なものとならないよう、統合リスク管理に基づく資本配賦額を市場リスクに対する限度枠とし、配賦資本内での運用を行っております。

なお、市場リスクは、「預貸ギャップ金利リスク」「市場リスク（有価証券等）」「政策投資株式リスク」についてリスク量を計量化しており、「預貸ギャップ金利リスク」については月次ベースで、「市場リスク（有価証券等）」「政策投資株式リスク」については日次ベースで計測し、ALM委員会等へ報告する体制としております。

(ii) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、その取組限度額を経営会議で決定し、運用状況についても毎月報告を行っております。これを受け、各部署は取引限度額、取引手続き等を定めた行内規定に基づき取引を行っております。

また、市場金融部の金利スワップ取引・為替予約取引・債券店頭オプション取引の各部署で日々ポジション管理を行い、毎月信用リスク相当額を算出し経営会議に報告しております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおける市場リスクの定量化手法及び市場リスク量は、以下のとおりであります。

有価証券を除く資産・負債（貸出金、預金等）に係る「預貸ギャップ金利リスク」の計測については、99パーセントタイル値（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）で計測される金利変動幅に基づきリスク量を算出しています。

また、有価証券（商品勘定、政策投資株式除く）や買入金銭債権、仕組貸出に係る「市場リスク」については、主として分散共分散法（保有期間60日～120日、信頼区間99%、観測期間1年）またはヒストリカル・シミュレーション法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間2年）によりVaRを算出しております。

政策投資株式（関係会社株式を含む）については、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）によりVaRを算出しております。

平成27年3月31日（当期の連結決算日）現在での「預貸ギャップ金利リスク」、「市場リスク」、「政策投資株式リスク」の合計は9,365百万円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストリングを定期的を実施し、算出したVaRの値が十分な精度により市場リスクを補足していることを検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金繰り運営の重要性を十分認識し、資金繰りの逼迫度に応じた管理体制を構築し、資金調達・運用構造に則した十分な支払い準備の確保に努める等、適切かつ安定的な資金繰り運営に取り組むとともに、状況に応じた機動的な対応を図るほか、市場流動性の重要性を十分認識し、市場流動性の高い商品を主体とした運用を行うこととする等、適切に運営・管理することを流動性リスク管理の基本方針としております。

そのため、「流動性リスク管理規定」「資金繰りリスク管理要領」等を整備しているほか、リスク管理統括部署を経営管理部、リスク管理部署を経営統括部、資金繰り管理部署を市場金融部とし、資金繰り管理部署は、日次ベースで資金確保可能額をリスク管理部署へ報告するほか、資金繰りについて月次ベースで経営会議へ報告する等の体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	54,883	54,883	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,001	12,046	45
その他有価証券	171,304	171,304	—
(3) 貸出金	703,766		
貸倒引当金（*1）	△ 4,305		
	699,461	708,718	9,257
(4) 劣後受益権	10,021	10,021	—
上記資産計	947,672	956,975	9,303
(1) 預金	886,235	886,891	655
(2) 借入金	15,528	15,522	△ 6
上記負債計	901,764	902,413	649
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 0	△ 0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、満期までの約定期間がすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債は、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに発行体の信用格付に応じた信用スプレッドを加味したイールドカーブで割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) 劣後受益権

劣後受益権については、住宅ローン債権流動化に際して、デフォルトの状況や金利動向などの要因を加味した将来キャッシュ・フローに基づいて対象債権の時価を合理的に算定し、これを債権消滅後の残存部分に配分した額を連結貸借対照表計上額としております。デフォルトの状況や金利動向について、債権流動化実行後に大きな変動がないことから、時価は簿価計上額と近似していると考えられ、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のもの、及び変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（*1）（*2）	1,854
②組合出資金（*3）	127
合 計	1,981

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	41,034	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	3,022	3,469	2,970	540	—	2,000
その他有価証券のうち満期があるもの	23,044	48,636	35,556	13,248	8,745	15,455
貸出金(*)	170,322	106,872	83,717	68,729	84,690	177,886
合計	237,423	158,977	122,244	82,518	93,436	195,341

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない11,547百万円は含めておりません。なお、貸出金のうち期限の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	708,083	160,170	17,981	—	—	—
借入金	9,301	3,209	17	—	3,000	—
合計	717,385	163,379	17,999	—	3,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成27年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（平成27年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,125	7,159	34
	その他	3,000	3,018	18
	外国債券	3,000	3,018	18
	小計	10,125	10,178	53
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,876	1,868	△ 7
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	1,876	1,868	△ 7
合計		12,001	12,046	45

3. その他有価証券（平成27年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株 式	3,094	1,904	1,189
	債 券	126,449	124,402	2,047
	国 債	64,738	63,265	1,473
	地方債	48,693	48,205	487
	短期社債	—	—	—
	社 債	13,017	12,930	86
	その他	36,442	31,334	5,108
	外国債券	5,375	5,201	174
	小 計	165,986	157,640	8,345
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株 式	2,113	2,416	△ 303
	債 券	3,155	3,157	△ 1
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	3,155	3,157	△ 1
	その他	49	51	△ 1
	外国債券	—	—	—
小 計	5,318	5,625	△ 307	
合 計		171,304	163,266	8,038

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却の理由
国債	—	—	—	
地方債	—	—	—	
短期社債	—	—	—	
社債	250	250	—	買入消却のため
その他	—	—	—	
外国債券	—	—	—	
合計	250	250	—	

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	105	10	—
債券	49,848	70	40
国債	28,770	64	31
地方債	13,051	3	7
短期社債	—	—	—
社債	8,025	2	0
その他	—	—	—
外国債券	—	—	—
合計	49,953	80	40

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理は、該当がないため行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）
運用目的の金銭の信託は保有しておりません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成27年3月31日現在）
満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成27年3月31日現在）
その他の金銭の信託は保有しておりません。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金負債は57百万円減少し、その他有価証券評価差額金は265百万円増加し、法人税等調整額は316百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は107百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は68百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	540円20銭
1株当たりの当期純利益金額	22円69銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田茂善 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石井雅也 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田茂善 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石井雅也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥取銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

株式会社 鳥取銀行 監査役会

常勤監査役 吉田 泰弘 (印)

社外監査役 久保井 一匡 (印)

社外監査役 澤 志郎 (印)

監査役 谷口 結城男 (印)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域の中核銀行としての公共性・社会性を重視し、経営基盤の安定確保ならびに自己資本の充実・内部留保の増強による経営体質の強化に努め、より高い評価を受ける銀行を目指すとともに、株主の皆様に対して安定した配当を継続することを基本方針としております。

このような基本方針の下、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 金3円00銭

総額 281,026,575円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役および監査役につきましても、責任限定契約の締結を可能とし、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、定款第27条（社外取締役の責任限定契約）および第39条（社外監査役の責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第27条の規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任の効力に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第21条～第26条（条文省略） （社外取締役の責任限定契約） 第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。 第28条～第33条（条文省略）	第4章 取締役および取締役会 第21条～第26条（現行どおり） （取締役の責任限定契約） 第27条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。 第28条～第33条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第36条～第38条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役の選任方法および補欠監査役の選任の効力</u>)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役 宮崎正彦、平井耕司、足立日出男の3氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	みやざきまさひこ 宮崎正彦 (昭和29年3月11日生)	昭和51年4月 当行入行 平成12年5月 営業企画部長兼お客様サービス室長 平成15年4月 執行役員経営統括部長 平成16年4月 常務執行役員 平成16年6月 取締役常務執行役員 平成20年4月 取締役専務執行役員 平成22年6月 代表取締役頭取執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人鳥取県経営者協会会長	70,000株
2	ひらいこうじ 平井耕司 (昭和35年3月16日生)	昭和57年4月 当行入行 平成20年4月 津山支店長 平成21年5月 執行役員審査部長 平成24年5月 常務執行役員本店営業部長 平成25年6月 取締役常務執行役員 平成27年5月 取締役専務執行役員(経営統括部・人事部担当)(現任)	30,600株
3	あだちひでお 足立日出男 (昭和31年12月31日生)	昭和56年4月 当行入行 平成18年9月 審査部長 平成20年5月 執行役員審査部長 平成22年5月 常務執行役員米子支店長 平成23年6月 取締役常務執行役員(米子駐在) 平成26年5月 取締役常務執行役員(営業本部長・営業推進部・個人金融部・ふるさと振興部担当)(現任)	49,820株

- (注) 1. 取締役候補者宮崎正彦氏と当行との間には融資取引があります。
2. その他の候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役 吉田泰弘、久保井一匡、澤 志郎、谷口結城男の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	よしだ やすひろ 吉田泰弘 (昭和31年2月21日生)	昭和54年4月 当行入行 平成13年6月 経営管理部資産査定室長 平成15年11月 審査部長 平成17年9月 鳥取駅南支店長 平成19年5月 経営統括部長 平成20年4月 経営管理部長 平成21年6月 当行常勤監査役(現任)	48,000株
2	くぼい かずまさ 久保井一匡 (昭和13年3月25日生)	昭和37年4月 大阪弁護士会入会 昭和51年10月 久保井総合法律事務所所長(現任) 平成2年4月 神戸大学法学部講師 平成4年6月 法務省法制審議会民法部会財産法小委員会委員 平成10年4月 大阪弁護士会会長 平成10年4月 一般社団法人大阪銀行協会監事(現任) 平成12年4月 日本弁護士連合会会長 平成15年6月 日本弁護士政治連盟理事長 平成15年6月 当行監査役(現任) (重要な兼職の状況) 久保井総合法律事務所所長	24,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
3	さわ し ろう 澤 志 郎 (昭和26年5月1日生)	昭和51年4月 住友商事株式会社入社 昭和54年10月 日本交通株式会社(大阪市)入社 昭和56年6月 同(大阪市)取締役 平成7年7月 同(大阪市)代表取締役(現任) 平成7年7月 日本交通株式会社(鳥取市)代表取締役(現任) 平成19年6月 当行監査役(現任) (重要な兼職の状況) 日本交通株式会社代表取締役	44,000株
4	たに ぐち ゆきお 谷 口 結城男 (昭和26年2月13日生)	昭和49年4月 当行入行 平成6年1月 総合企画部調査役 平成9年8月 鳥取南支店長 平成15年1月 鳥取支店長 平成16年2月 鳥取西支店長 平成18年1月 とっとりキャピタル株式会社出向 平成23年6月 当行監査役(現任)	180,560株

- (注) 1. 監査役候補者久保井一匡氏は、久保井総合法律事務所の所長をしており、同事務所は当行と法律顧問契約を締結しております。
2. 監査役候補者澤 志郎氏は日本交通株式会社(大阪市)、日本交通株式会社(鳥取市)の代表取締役であり、それぞれの会社と当行との間には融資取引があります。
3. その他の候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
4. 久保井一匡、澤 志郎の両氏は社外監査役候補者であり、久保井一匡氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 久保井一匡氏を社外監査役とした理由は、これまでの当行における実績に加え、弁護士としての法的な専門知識と経験等を、当行の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって12年となります。
6. 澤 志郎氏を社外監査役候補者とした理由は、これまでの当行における実績に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の監査に反映していただきたいためであります。
また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年となります。
7. 久保井一匡、澤 志郎の両氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当行は、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は、事業報告3. 社外役員に関する事項(3)責任限定契約に記載のとおりであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
たか はし けい いち 高橋 敬一 (昭和21年8月25日生)	昭和45年9月 昭和監査法人入社 昭和57年8月 税理士登録 昭和58年3月 公認会計士登録 平成3年2月 太田昭和監査法人社員 平成9年11月 有限会社高橋会計事務所代表取締役(現任) 平成13年7月 監査法人太田昭和センチュリー(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 平成17年6月 同退任	100,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
 2. 高橋敬一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 高橋敬一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の公認会計士・税理士として培われた専門知識と経験を当行の監査に活かしていただくためであります。
 4. 高橋敬一氏が社外監査役に就任した場合、同氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定です。なお、その契約内容の概要は、事業報告3. 社外役員に関する事項(3)責任限定契約に記載のとおりであります。
 5. 高橋敬一氏が社外監査役に就任した場合、当行は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

以上

株主総会会場ご案内

会場

鳥取市永楽温泉町171番地 当行本店 3階ホール
本店電話番号 0857-37-0262 (直通)



列車をご利用の場合

J R 鳥取駅北口から徒歩約 3 分

交通のご案内



バスをご利用の場合

鳥取バスターミナルから徒歩約 5 分



飛行機をご利用の場合

鳥取空港から車で約20分